



団体交渉の日程決定!



2018年11月21日(水) 10時00分より

新潟地本は11月21日(水)、2018年度「冬期の取組み」に対する申し入れの団体交渉を行います。

10月10日に支社側より提案を受けた「2018年度 冬期の取組み」に対して、より確実かつ効果的な対策を講じることで、より安全で安定した冬期輸送を実現するために、現場第一線で働く社員の声に基づき団体交渉を行います。

申1号 2018年度「冬期の取組み」に対する申し入れ

- 簡易型乗用除雪機「とらん丸」の教育体制について明らかにすること。また、運用基準・計画を配備箇所ごとに明らかにすること。
- E129系ブレーキディスク凍結対応及びパンタグラフ上昇対応の為、村上駅・新発田駅・吉田駅・柏崎駅に検修社員を配置すること。
- 雪害時における運転規制標準の内容を明らかにすること
- 雪況カメラ映像を基にした運転可否の判断は、誰が何を基準に行うのか明らかにすること。
- ポイント不転時、乗務員に除雪させないこと。
- 冬期間における新潟支社の踏切故障の取り扱いについて明らかにすること。
- 越後湯沢駅の冬期要員(営業)を3月末日までとすること。
- 上沼垂信号場構内、紫竹踏切の3D障害物検知装置を雪に反応しない構造とすること。
- バスによる代行輸送を実施する基準を明らかにすること。
- 旧越後湯沢保線技術センターで行っていた冬期間整備業務について今冬期はどこがおこなうのか明らかにすること。また、その業務フローを明らかにすること。
- 除雪優先順位で、運輸区・車両センターの車両基地の優先ランクが見直されたが、具体的な除雪体制の考えかたを明らかにすること。



**職場からたたかいを
創り出そう!**

ほか、計32項目